

2020年3月2日

出演校各位

全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）

実行委員会

## 音楽著作権使用に関するお知らせ

ダンスの伴奏音楽についての重要なお知らせです。

第33回大会より、各グループの伴奏音楽使用曲の申請方法が変更となり、グループ毎に使用曲目著作権申請費の支払いが必要になる場合が生じます。

本大会では、音楽著作権料を管理する日本音楽著作権協会（JASRAC）およびJASRAC以外の管理団体に対して、創作コンクール部門で申請のあった使用曲目著作権料の支払いに応じてきました。しかしながら近年、音楽著作権の管理団体が多様化し、事前に使用許可申請を必要とする管理団体もみられるようになりました。楽曲の著作権の所在によっては、音楽著作権料の支払い方法や金額が異なってまいります。

このような背景から、創作コンクール部門および参加発表部門の両部門で、使用曲目著作権申請費の手続きを確認していただき、グループ毎に申請および著作権使用料の支払をお願いすることになりました。つきましては、音楽著作権の権利者を確認し、権利者の手続き方法に則って申請をお願い致します。なお、JASRACに管理されている楽曲は実行委員会から一括申請を行います。

ダンスに使用できない著作権音楽等や、高額の音楽著作権料がかかる楽曲もありますので、ダンスの創作段階で音楽著作権に関することを調査し、使用曲目著作権申請費の有無を確認することを推奨します。

### ※注意事項

1. 音楽著作権に違反する音源利用や事実と異なる情報（特に、人権侵害に関わる内容など）を伴奏内に編集することは厳禁とする。

なお、使用できる音源は、市販されていることの証明できるCDおよびオリジナルの音源に限る。YouTube等の音源等は、音楽著作権管理者の手続き方法に従って行う。

2. 使用曲目の申請方法・使用曲目著作権申請費等については、大会要項 p. 7、p. 8、p. 9、p. 31 を参照の上、確認すること。